

札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

札幌市長 上田文雄

札幌市条例第9号

札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第19条）
- 第2章 助産施設（第20条 第23条）
- 第3章 乳児院（第24条 第33条）
- 第4章 母子生活支援施設（第34条 第42条）
- 第5章 保育所（第43条 第49条）
- 第6章 児童厚生施設（第50条 第53条）
- 第7章 児童養護施設（第54条 第63条）
- 第8章 情緒障害児短期治療施設（第64条 第71条）
- 第9章 児童自立支援施設（第72条 第82条）
- 第10章 児童家庭支援センター（第83条 第85条）
- 第11章 雑則（第86条・第87条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

児童福祉施設 法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

児童 満18歳に満たない者をいう。

乳児 満1歳に満たない者をいう。

幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

乳幼児 乳児又は幼児をいう。

少年 小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。

保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の児童を現に監護する者をいう。

助産施設 法第36条に規定する助産施設をいう。

乳児院 法第37条に規定する乳児院をいう。

母子生活支援施設 法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。

保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。

児童厚生施設 法第40条に規定する児童厚生施設をいう。

児童養護施設 法第41条に規定する児童養護施設をいう。

情緒障害児短期治療施設 法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設をいう。

児童自立支援施設 法第44条に規定する児童自立支援施設をいう。

児童家庭支援センター 法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センターをいう。

(最低基準と児童福祉施設)

第3条 児童福祉施設の設置者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。

2 児童福祉施設の設置者は、最低基準を理由として、現に最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている当該児童福祉施設の設備又は運営を低下させてはならないものとする。

(児童福祉施設の一般原則)

第4条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、第32条、第40条、第61条、第69条及び第79条に定めるところによるほか、自ら評価を行い、

その結果を公表するよう努めなければならない。

- 4 児童福祉施設の設置者は、法に定める当該児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第5条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、少なくとも毎月1回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(児童福祉施設の職員の一般的要件)

第6条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める当該児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該児童福祉施設の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該児童福祉施設の職員と兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第9条 児童福祉施設の設置者及び職員（以下「設置者等」という。）は、入所している者について、その国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第11条 児童福祉施設の長は、入所中の法第33条の7に規定する児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒を行うとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し、当該児童等の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第12条 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）の職員は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者等は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条本文の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設に入所している者に食事を提供するときは、その献立は、でき

る限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものでなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設の設置者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第14条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所又は医療機関における入所前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等の必要な手続を採ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の長は、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の設置者等は、入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（児童福祉施設内部の規程）

第16条 児童福祉施設の設置者は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。

入所する者の援助に関する事項

その他施設の管理についての重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第17条 児童福祉施設の設置者等は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、当該児童福祉施設に備え置かなければならない。

（秘密保持等）

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において行った援助に関し、都道府県又は市町村から第1項の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

（種類）

第20条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

- 2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所である助産施設をいう。
- 3 第2種助産施設とは、医療法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第21条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

- 第22条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。
- 2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分べん）

第23条 第2種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続を採らなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第24条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第25条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(職員)

第26条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員(児童の養育上の問題に関し個別に対応する職員をいう。以下同じ。)、家庭支援専門相談員(児童の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員をいう。以下同じ。)、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児20人以下を入所させる施設にあっては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 第1項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者の合計10人以上に心理療法を行う乳児院には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。以下同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 5 第1項の看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.7人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらによる看護師の数の合計が7人未満であるときは、7人以上）とする。
- 6 前項の看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人を入所させる乳児院には2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる場合は2人に、乳幼児がおおむね10人増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。
- 7 乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士（前項の規定により看護師に代えて置いた保育士を除く。）を1人以上置かなければならない。
- 8 第6項及び次条第2項の児童指導員の資格については、第57条の規定を準用する。

第27条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれらに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 前項の看護師の数は、7人以上とする。ただし、1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

（乳児院の長の資格等）

第28条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

医師であって、小児保健に関して学識経験を有するもの

社会福祉士の資格を有する者

乳児院の職員として3年以上勤務した者

市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した

期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第29条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じた必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第14条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行うものでなければならない。

（乳児の観察）

第30条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院の長は、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第31条 乳児院の長は、第29条第1項に定める養育の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第32条 乳児院の設置者は、法第37条の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第33条 乳児院の長は、児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センタ

一、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備等の基準)

第34条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

母子室には、調理設備、浴室及び便所を設けること。

母子室の面積は、30平方メートル以上とすること。

乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できないなど必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

2 一の母子室には、2世帯以上入所させないこと。

(職員)

第35条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において、母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれらに代わるべき者を置かななければならない。

2 前項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる母子の合計10人以上に心理療法を行う母子生活支援施設には、心理療法担当職員を置かななければならない。

3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第36条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習

得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの

社会福祉士の資格を有する者

母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第37条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

保育士の資格を有する者

社会福祉士の資格を有する者

精神保健福祉士の資格を有する者

学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学に入学した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有

すると認定した者（以下「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第38条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立を促進することを目的とし、かつ、その私生活を尊重して行うものでなければならない。

（自立支援計画の策定）

第39条 母子生活支援施設の長は、前条に定める目的を達成するため、入所中の個々の母子について、当該母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第40条 母子生活支援施設の設置者は、法第38条の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第41条 第34条第1項第4号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章（第44条第2項を除く。）の規定を準用する。

2 前項の保育所に準ずる設備における保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

（設備の基準）

第43条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふ

く室、医務室、調理室及び便所を設けること。

乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につきそれぞれ 3 . 3 平方メートル以上とすること。

乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）調理室及び便所を設けること。

保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1 . 9 8 平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3 . 3 平方メートル以上とすること。

保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「乳児室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、乳児室等を 3 階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する建築物を除く。）であること。

イ 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	屋内階段 屋外階段
	避難用	建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に該当するものとする。 待避上有効なバルコニー 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段

3 階	常用	建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に該当するものとする。 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
4 階以上	常用	建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が 30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。

カ 乳児室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。))第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下この項及び附則第6項において「認定保育所」という。))にあっては、幼稚園(学校教育法に基づく幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下この項において「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下この項において「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第45条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、本市における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第46条 保育所における保育は、養護及び教育が一体的に行われることをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従って行うものでなければならない。

(保護者との連絡)

第 47 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第 48 条 就学前保育等推進法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第 13 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 24 条第 3 項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第 49 条 法第 56 条第 3 項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第 13 条第 4 項後段の保育料 (以下この条において「徴収金等」という。) 以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス (当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。) に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第 6 章 児童厚生施設

(設備の基準)

第 50 条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

児童遊園等の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

児童館等の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第 51 条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

地方厚生局長等が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

保育士の資格を有する者

社会福祉士の資格を有する者

高等学校卒業者等であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者

ウ 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第52条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長が図られるように行うものでなければならない。

(保護者との連絡)

第53条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第54条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。

入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第55条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を、乳児が入所していない施設にあつては看護師をそれぞれ置かないことができる。

2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 第1項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う児童養護施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 第1項に規定する者のほか、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設には、職業指導員を置かなければならない。

6 第1項の児童指導員及び保育士の総数は、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上とする。

7 第1項の看護師の数は、乳児おおむね1.7人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第56条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働

大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの

社会福祉士の資格を有する者

児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第57条 第55条第1項の児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

地方厚生局長等が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

社会福祉士の資格を有する者

精神保健福祉士の資格を有する者

学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者

学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの

3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
(養護)

第58条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行うものでなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第59条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行うものでなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行うものでなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援により行うものでなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行うものでなければならない。

(自立支援計画の策定)

第60条 児童養護施設の長は、第58条に定める目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第61条 児童養護施設の設置者は、法第41条の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第62条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第63条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第8章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第64条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

男子と女子の居室を別にすること。

便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第65条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項の医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したこと

により、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 第1項の児童指導員の資格については、第57条の規定を準用する。

5 第1項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

6 第1項の心理療法担当職員の数、児童おおむね10人につき1人以上とする。

7 第1項の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね5人につき1人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第66条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
社会福祉士の資格を有する者

情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者

市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために

厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第67条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うものでなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行うものでなければならない。

(自立支援計画の策定)

第68条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項に定める目的を達成するため、入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第69条 情緒障害児短期治療施設の設置者は、法第43条の2の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第70条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第71条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所のほか、必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第9章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第72条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の小学校、中学校又は特別支援学校の設備に関する設置基準の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合に

あつては、この限りでない。

- 2 前項に規定する設備以外の設備の基準は、次のとおりとする。

児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

男子と女子の居室を別にすること。

便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

児童30人以上を入所させる児童自立支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第73条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において、専ら児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において、児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 3 第1項に規定する者のほか、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う児童自立支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。

- 4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の

経験を有するものでなければならない。

5 第1項に規定する者のほか、実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、児童おおむね5人につき1人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第74条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条第1項に規定する児童自立支援専門員養成所(以下この項において「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの

社会福祉士の資格を有する者

児童自立支援事業(児童自立支援施設において、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の元から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う事業をいう。以下同じ。)に5年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(次号において「講習課程」という。)を修了した者にあつては、3年以上)従事した者

市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市又は法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の資格）

第75条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの

地方厚生局長等が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

社会福祉士の資格を有する者

学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

高等学校卒業者等であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭

となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの
又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第76条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

保育士の資格を有する者

社会福祉士の資格を有する者

3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第77条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその
適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくこ
とができるよう支援することを目的として行うものでなければならない。

2 学科指導については、学校教育法施行規則に規定する学習指導要領によるも
のとする。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 第1項に規定するもののほか、児童自立支援施設における生活指導、職業指
導及び家庭環境の調整については、それぞれ第59条第1項、第3項及び第4
項の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第78条 児童自立支援施設の長は、前条第1項に定める目的を達成するため、
入所中の個々の児童について、当該児童やその家庭の状況等を勘案して、その
自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第79条 児童自立支援施設の設置者は、法第44条の規定により行う業務の質
の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの
結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第80条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の
うち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第81条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所のほか、
必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関

と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
(心理学的診査及び精神医学的診査等)

第 8 2 条 児童自立支援施設の長は、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的診査及び精神医学的診査並びに教育評価 (学科指導を行う場合に限る。) を行わなければならない。

第 1 0 章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第 8 3 条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第 8 4 条 児童家庭支援センターには、法第 4 4 条の 2 第 1 項の規定により行う業務 (次条において「支援」という。) を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第 8 5 条 前条第 1 項の職員は、児童、保護者等の意向の把握に努め、かつ、懇切を旨として、支援を行わなければならない。

2 前条第 1 項の職員は、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を円滑に行わなければならない。

3 児童家庭支援センターの設置者等は、それを附置している施設との緊密な連携を行うとともに、支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第 1 1 章 雑則

(最低基準の向上)

第 8 6 条 市長は、札幌市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設の設置者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(委任)

第 8 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する次の表の左欄に掲げる施設における同表の中欄に掲げる基準については、同表の右欄に掲げるこの条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において当該施設に適用されていた児童福祉施設最低基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）の規定の例によることができる。ただし、この条例の施行後に当該施設の建物が全面的に改築された場合にあつては、この限りでない。

施設	基準	条例の規定
乳児院	設けなければならない室等の基準	第 2 4 条第 1 号 第 2 5 条第 1 号
	寝室及び乳幼児の養育のための専用の室の面積の基準	第 2 4 条第 2 号 第 2 5 条第 2 号
母子生活支援施設	設けなければならない室の基準	第 3 4 条第 1 項第 1 号
	母子室に設けなければならない設備の基準	第 3 4 条第 1 項第 2 号
	母子室の面積の基準	第 3 4 条第 1 項第 3 号
児童養護施設	設けなければならない室等の基準	第 5 4 条第 1 号
	児童の居室の定員及び面積の基準	第 5 4 条第 2 号
児童自立支援施設	設けなければならない室等の基準	第 7 2 条第 2 項第 1 号
	児童の居室の定員及び面積の基準	第 7 2 条第 2 項第 2 号

- 3 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 7 1 号）の施行の際乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設において、児童の早期の家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当していた職員は、それぞれ第 2 6 条第 2 項、第 5 5 条第 2 項又は第 7 3 条第 2 項の規定に該当する者とみなすことができる。
- 4 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 1 1 0 号）の施行の際乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長（以下この項において「乳児院の長等」という。）であった者

であって、引き続き当該乳児院の長等であるものについては、それぞれ第 28 条第 1 項、第 36 条第 1 項又は第 56 条第 1 項の規定は、適用しないことができる。

- 5 乳児 6 人以上を入所させる保育所に係る第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができる。
- 6 この条例の施行の際現に存する認定保育所における食事の提供に係る基準に関し必要な経過措置については、市長が別に定める。
- 7 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 29 号）の施行の際児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員（以下この項において「児童自立支援施設の長等」という。）であった者であって、引き続き当該児童自立支援施設の長等であるものの資格については、それぞれ、第 74 条第 1 項、第 75 条又は第 76 条の規定にかかわらず、同令による改正前の児童福祉施設最低基準第 81 条から第 83 条までの規定の例によることができる。
- 8 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 15 号）の施行の際同令第 1 条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準第 81 条各号、第 82 条各号又は第 83 条各号に該当した者は、それぞれ第 74 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 75 条又は第 76 条の規定に該当する者とみなすことができる。
- 9 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 74 号）第 1 条の規定による改正前の法第 44 条に規定する教護院において、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を入院させて、当該児童を教護する事業に従事した期間は、児童自立支援事業に従事した期間とみなすことができる。